

平成 31 年 1 月 25 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道いじめ調査委員会

委員長 間 宮 正 幸

いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）

当委員会に意見の求めがあったこのことについては、当該学校から知事に提出された「調査報告書」の内容を確認した結果、重大事態に係る事実関係等に関し必要な調査報告が行われており、次の観点から再調査の必要性はないものと考えます。

記

- 1 本事案については、当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- 2 調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第 10 が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- 3 学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、次のようないじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意思と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。
 - ① いじめの早期把握や教員間の情報共有及び生徒支援・指導体制の構築と充実を図ること
 - ② いじめの解決や再発防止に向けた指導方針等について生徒や保護者へ説明すること
 - ③ 面談スキル向上のための教員研修を実施すること
 - ④ SNS 指導指針の構築及び生徒や保護者を対象にした講習等を実施すること
 - ⑤ いじめ問題を含む生活指導に関して保護者との連携を強化すること